

電気通信大学UECプライム規程

制定 令和5年9月26日規程第36号

(設置)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）に、産業界をはじめとする多様なステークホルダーとの連携を通じて、大学の知の社会実装と高度人材の輩出に向けた産学官連携の好循環を実現することを目的として、産学官連携会員組織「UECプライム」（以下「本組織」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 本学は、本組織の会員に対して、多様な協働・共創の場の提供に資する各種サービスを提供する。

2 会員資格、提供するサービス等の詳細については別に定める。

(運営委員会)

第3条 本学に、会員に対する対外的な窓口を一本化し、一元的なサービス等の提供を行うため、別に定める学内関連部署から選出された者で構成する「UECプライム運営委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の主査は、産学官連携センター長をもって充て、委員会の業務を統括する。

(事務局)

第4条 本組織の事務局は、電気通信大学産学官連携センター産学官連携支援部門が担う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。